



第3章

土地利用方針と
テーマ別都市づくりの方針

1 土地利用方針の考え方

土地利用方針は、「将来都市構造」を実現するため、テーマと視点に基づく「テーマ別都市づくりの方針」の重ね合わせにより定めます。



※テーマに関する都市づくりの方針と、視点に関する取組は39頁以降参照。

2 土地利用方針

次期見直し年度2031（令和13）年度における土地利用方針を、以下のとおり設定します。

凡 例			
境界等	行政界		
	河川・水面		
骨格軸	国土軸		
	広域幹線軸		
	地域幹線軸・将来道路網		
	鉄道軸		
拠 点	都市拠点		
	集客拠点		
	歴史観光拠点		
ゾ ン エ リア 等	都市的機能		
	住 宅 ゾ ン	低層住宅ゾーン 中高層住宅ゾーン 一般住宅ゾーン	
	商 業 ゾ ン	(1) 商業ゾーン(交通ターミナル型) 商業ゾーン(広域型) 商業ゾーン(地域型)	
		(2) 近隣商業ゾーン 沿道利用ゾーン	
	工 業 ゾ ン	(1) 既存工業ゾーン	
		(2) 鈴鹿IC周辺ゾーン	
	文化的機能		
	文 化 ゾ ン	スポーツ・レクリエーションゾーン	
		学術研究ゾーン	
	自然的機能		
	農 業 共 生 ゾ ン	農業ゾーン	
		集落ゾーン	
	自 然 共 生 ゾ ン	自然共生ゾーン (保全型)	
		自然共生ゾーン (活用品)	
		自然共生ゾーン (レクリエーション型)	
	公園・緑地ゾーン		
	エリア、市街地形成検討地区		
市街地形成検討地区(工業系)			
新土地需要エリア			
スマートIC利活用エリア			
土地利用規制見直しエリア			
スポーツ・レクリエーションエリア			
レインボウ・ヒルズ計画エリア			



骨格軸

国土軸

東名阪自動車道、（都）第二名神自動車道（新名神高速道路）等の高規格幹線道路を位置づけます。名古屋圏や関西圏等と連絡し、長いトリップの交通を大量に処理します。

広域幹線軸

（都）中勢バイパス、（都）北勢バイパス（鈴鹿四日市道路）、（都）国道1号線、（都）国道23号線、国道306号、（都）鈴鹿中央線、（都）鈴鹿亀山道路等の市域を縦貫する広域的な移動を担う道路を位置づけます。三重県域を連絡する長いトリップの交通を処理します。

地域幹線軸

（都）加佐登鼓ヶ浦線、（都）石薬師道伯線、（都）野町国府線、（都）汲川原橋徳田線、（主）亀山鈴鹿線、（主）鈴鹿環状線（磯山バイパス）、（市）花川東庄内線等の市内の骨格となる道路を位置づけます。四日市市、津市、亀山市等の周辺市で発生する交通処理を担うとともに、市内の主要な都市拠点を連絡します。

鉄道軸

近鉄名古屋線、近鉄鈴鹿線、JR関西本線、伊勢鉄道位置づけます。鉄道の輸送力を活かして、都市機能の向上を図ります。



広域幹線軸（（都）鈴鹿中央線）



鉄道軸（伊勢鉄道）

文中の（都）は「都市計画道路」、（主）は「主要地方道」、（県）は「県道」、（市）は「市道」を示します。

点 拠点

都市拠点

近鉄鈴鹿市駅周辺、平田町駅周辺、白子駅周辺を位置づけます。本拠点においては、土地の効率的な利用、都市機能の立地誘導を図り、特色ある市街地形成を目指します。

集客拠点

鈴鹿サーキット周辺を位置づけます。本拠点においては、広域的な集客・交流を促進するため、既存の鈴鹿サーキット、鈴鹿青少年の森公園（ダイセーフォレストパーク）との一体的な交流機能導入により、モータースポーツを核とした集客交流拠点の形成を目指します。

歴史観光拠点

旧東海道・伊勢街道沿い、椿大神社周辺、鈴鹿市考古博物館周辺を位置づけます。本拠点においては、歴史・文化、景観を保全・活用し魅力ある都市づくりを展開します。



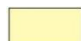
歴史観光拠点（椿大神社）



都市拠点（白子駅周辺）

 ゾーン等

都市的機能

 住宅ゾーン

◆ 低層住宅ゾーン

一団の住宅地として整備された地域や、土地区画整理事業等の基盤整備により、良好な低層戸建ての住宅地が形成される地域を位置づけます。

本ゾーンでは、用途の混在、敷地の細分化の防止等、良好な住環境の形成を図ります。



低層住宅ゾーン

◆ 中高層住宅ゾーン

駅周辺等の利便性が高く、土地の効率的な利用の望まれる地域を位置づけます。

本ゾーンでは、駅周辺における商業・業務・サービス機能等の配置にあわせて、まちなか居住を促進するため主に中高層住宅を中心とした良好な住環境の形成を図ります。



中高層住宅ゾーン

◆ 一般住宅ゾーン

低層住宅ゾーンと中高層住宅ゾーン以外で住宅を主体とする地域を位置づけます。

本ゾーンでは、需要に応じた中層住宅等の計画的な誘導、幹線道路沿道等における日用品を主体とする小規模な商業施設の計画的な立地誘導等により、良好な住環境の形成を図ります。

 商業ゾーン（1）

◆ 商業ゾーン（交通ターミナル型）

地域住民の生活拠点であるとともに、名古屋圏等への通勤通学のメイン鉄道駅を有する白子駅周辺を位置づけます。

本ゾーンでは、商業地域に指定されているものの土地の効率的な利用が不足していることから、計画的な市街地整備により、土地の効率的な利用、低未利用地の活用を図るとともに、地域特性を活かした都市機能・都市景観の形成を図ります。



商業ゾーン（白子駅周辺）

また、交通利便性を活かした商業・業務・サービス等の都市機能の集積を図り、鈴鹿市の玄関口にふさわしい駅前広場整備により備わった交通ターミナル機能を

推進力として、商店街の活性化を図ります。

◆ 商業ゾーン（広域型）

県内でも有数の規模となる大型商業施設が隣接する平田町駅周辺を位置づけます。

本ゾーンでは、平田町駅周辺を中心とした商業・業務機能を維持するとともに、広域的な集客力の強化に向けて市街地整備等による商業活性化についても検討します。

また、既存大規模工場、鈴鹿サーキット等に近接する優位性を活かし広域的な競争力をもつ個性と魅力ある商業地の形成を目指します。



商業ゾーン（平田町駅周辺）

◆ 商業ゾーン（地域型）

地域住民における生活の拠点となる地区であり、かつ商業・行政の集積と歴史・文化性を有した商業地である近鉄鈴鹿市駅周辺を位置づけます。

本ゾーンでは、駅、市役所、地域幹線道路等を中心に形成された商業・行政・文化機能の維持に取り組みます。

また、近鉄鈴鹿市駅周辺における居住人口の回復を目指し、まちなか居住を推進するため、都市機能の立地誘導や土地の効率的な利用を促進します。



商業ゾーン（近鉄鈴鹿市駅周辺）

■ 商業ゾーン（2）

◆ 近隣商業ゾーン

地域住民の買い物の利便に供する商業機能を有する白子駅東側、東旭が丘二丁目等の（主）亀山鈴鹿線の沿道について位置づけます。

本ゾーンでは、周辺住宅地に近接する生活拠点として賑わいのある商業空間の形成を図ります。

◆ 沿道利用ゾーン

都市の骨格軸となる（都）国道23号線や（都）鈴鹿中央線、（都）加佐登鼓ヶ浦線等の沿道で商業・飲食・サービス等の沿道型施設が立地する地域を位置づけます。

本ゾーンでは、商業・飲食・サービス等の沿道型施設の維持・充実を促進します。



沿道利用ゾーン（（都）鈴鹿中央線）

■ 工業（生産・複合）ゾーン（1）

◆ 既存工業ゾーン

牧田・国府地区に集積する一団の工業地及び玉垣町周辺から道伯町にかけて集積する既存の工業地等を位置づけます。

本ゾーンでは、周辺の住宅地との調和に配慮しつつ、操業環境の維持を図るとともに、研究開発機能等の充実や産業の高度化等による機能拡充を検討します。

また、（都）野町国府線沿道の住吉町周辺と（都）中勢バイパス沿道の御園工業団地とその隣接地では、自動車産業機能に近接する地理的特性及び本市の中心産業業務地と国土軸を連絡する地域幹線軸上に位置する交通利便性を活かし、既存工業を補完するとともに、本市の基幹産業である従来型の製造業に加えて、環境関連産業、エネルギー関連産業、ヘルスケア関連産業、防災関連産業等の立地を誘導し、鈴鹿市における新たな工業ゾーンの機能拡充を目指します。



既存工業ゾーン

■ 工業（生産・複合）ゾーン（2）

◆ 鈴鹿 I C 周辺ゾーン

東名阪自動車道の鈴鹿 I C 周辺を位置づけます。

本ゾーンでは、恵まれた自然環境と広域交通利便性による開発ポテンシャルを活かし、農地等の周辺自然環境と調和を図りつつ、工業を中心に地場産業である農業や流通業務等の民間活力の導入を推進します。

文化的機能

■ 文化ゾーン（1）

◆ スポーツ・レクリエーションゾーン

鈴鹿サーキット、鈴鹿青少年の森公園（ダイセーフォレストパーク）、県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通Gスポーツの杜鈴鹿）等の集客施設が集積する地域を位置づけます。

本ゾーンでは、鈴鹿サーキット、鈴鹿青少年の森公園（ダイセーフォレストパーク）、県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通Gスポーツの杜鈴鹿）等の集客施設の連携を図り、国際的なスポーツやイベントの開催等スポーツ・レクリエーションによる幅広い文化交流を促進します。

また、（都）加佐登鼓ヶ浦線と（都）中勢バイパスの交差する地区周辺では、既存の鈴鹿サーキット、鈴鹿青少年の森公園（ダイセーフォレストパーク）と一体的な交流機能の導入を検討し、モータースポーツを核としたスポーツ・レクリエーションゾーンの形成を目指します。



スポーツ・レクリエーションゾーン
(県営鈴鹿スポーツガーデン)



スポーツ・レクリエーションゾーン
(鈴鹿サーキット)

文化ゾーン (2)

◆ 学術研究ゾーン

鈴鹿工業高等専門学校、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿大学といった教育研究施設や鈴鹿市立図書館、鈴鹿市文化会館の立地する地域を位置づけます。

本ゾーンでは、産学官民の交流を図りつつ既存機能の高度化・更新を検討することにより、本市における産業の新たな持続的展開の創出を目指します。

また、鈴鹿市立図書館、鈴鹿市文化会館等を中心に文化振興を促進します。



学術研究ゾーン (鈴鹿医療科学大学)



イメージ図 学術研究ゾーン (鈴鹿市文化会館)

自然的機能

農業共生ゾーン（1）

◆ 農業ゾーン

市街化調整区域の農用地区域等を位置づけます。

市街化調整区域の農用地区域においては、農業生産基盤の維持を図るとともに、市街地を取り囲む優良農地としての適切な保全と営農環境の整備促進を図ります。また、様々な農業展開の一環として、観光農園・市民農園等の多面的な利用を図り、市民との交流及びレクリエーションの場としても活用します。



農業ゾーン

農業共生ゾーン（2）

◆ 集落ゾーン

市街化調整区域にある集落を位置づけます。

本ゾーンでは、優良農地における農業生産を支え、地域コミュニティを維持するために、集落における定住性の確保を目指すとともに、集落と優良農地の調和により形成される良好な田園景観を保全します。



集落ゾーン

自然共生ゾーン

◆ 自然共生ゾーン（保全型）

鈴鹿市の北西に広がる鈴鹿山脈等の山並みを位置づけます。

本ゾーンでは、鈴鹿のシンボルの一つであり、国立公園に指定されるなどの優れた自然環境を有する山並みについて、森林の適正管理や観光資源としての最低限の整備を図ること等を通じ、その形態・生態系の保全を図ります。



自然共生ゾーン（鈴鹿山脈）

◆ 自然共生ゾーン（活用型）

鈴鹿市の西南に広がる丘陵地を位置づけます。

本ゾーンでは、（都）中勢バイパスの整備、鈴鹿サーキット周辺の整備に合わせて、観光レクリエーションの需要が高まることが想定されることから、必要に応じて、里山環境の保全や生物多様性に配慮した整備、市民の活動場所の創出等、自然環境や生物多様性に配慮した土地利用を促進します。

また、鈴鹿市の西南に位置する（市）関亀山鈴鹿線の沿道は、後述する新土地需要エリアとしても位置づけられているため、土地需要の高まりに応じて計画的な市街化を検討することもあります。その際にも、自然環境との調和、沿道における土地利用等の全体的な土地利用の調整を図りつつ検討を進めます。

◆ 自然共生ゾーン（レクリエーション型）

入道ヶ岳山麓に古くから鎮座し、猿田彦大神の総本宮である「椿大神社」、海拔200mの高台にあり絶景な眺望を有する「桃林寺」、これらを周遊するように東海自然歩道等、北西に広がる鈴鹿国定公園内の一角を位置づけます。

本ゾーンでは、レクリエーションのための整備を必要最小限に留め、自然環境の保全に配慮した施設整備、土地利用を促進します。



自然共生ゾーン（桃林寺からの眺望）

■ 公園・緑地ゾーン

鈴鹿青少年の森公園（ダイセーフォレストパーク）、石垣池公園、鈴鹿フラワーパーク、深谷公園、海のみえる岸岡山緑地、鈴鹿川河川緑地等の都市公園・都市緑地を位置づけます。

本ゾーンでは、市民が緑とふれあえる憩いの場として、民間活力を活用した都市公園・都市緑地の効率的な整備、維持管理を行います。



公園・緑地ゾーン（鈴鹿川河川緑地）

エリア、市街地形成検討地区

エリア、市街地形成検討地区において、土地利用の基本的な方針はゾーンの考え方によるものとしますが、今後新たな土地利用展開の可能性のある概ねの範囲について示しています。なお、市街化調整区域においては、その性格を超えない範囲の土地利用とし、各エリア、市街地形成検討地区の位置づけのない市街化調整区域においては開発を抑制するものとします。

■■■■■ 市街地形成検討地区（工業系）

本地区では、周辺環境に配慮しつつ、本市の基幹産業である従来型の製造業等に加えて、環境関連産業、エネルギー関連産業、ヘルスケア関連産業、防災関連産業等についても、民間と連携し、立地誘導を推進することで、既存の工業集積地と一体的に工業ゾーンの形成を図ります。なお、市街地形成検討地区（工業系）

は他のエリアよりも優先して企業誘致を推進します。

新土地需要エリア

中心市街地から鈴鹿 I C へのアクセス道路である（都）鈴鹿中央線及び（市）関亀山鈴鹿線、（都）汲川原橋徳田線、（都）中勢バイパス等、将来的な交通ポテンシャルの高まりが予想される広域幹線軸等の沿道を位置づけます。

本エリアでは、基本的な土地利用の考え方は農業ゾーンであるものの、大規模な工業地や物流業務地の開発需要に対応するため、道路整備等条件の整った箇所について、地区計画制度等により道路を活用した計画的な土地利用を図ります。

なお、今後の新たな産業系の開発にあたっては、コンパクトな市街地形成の観点から既存工業ゾーン、鈴鹿 I C 周辺ゾーン及び市街地形成検討地区（工業系）を最優先とし、次いでそこに隣接する新土地需要エリアへ誘導するものとします。

スマート I C 利活用エリア

鈴鹿 P A スマート I C 周辺の土地利用を検討する地域を位置づけます。

本エリアでは、基本的な土地利用の考え方は農業ゾーンであるものの、大規模な工業地や物流業務地、鈴鹿 P A スマート I C やその周辺の歴史観光拠点等を活かした新たな産業や観光施設等の開発需要に対応するため、道路整備等条件の整った箇所について、地区計画制度等により道路を活用した計画的な土地利用を図ります。

土地利用規制見直しエリア

沿岸部の低層住宅地（第1種、第2種低層住居専用地域）を位置づけます。

本エリアでは、南海トラフ地震等に伴う津波に備え、浸水が想定される地域におけるピロティ構造等の住まい方の選択ができるように建物の高さの制限を緩和する等の土地利用規制の見直しについて検討します。

スポーツ・レクリエーションエリア

農村環境改善センター周辺を位置づけます。

本エリアでは、広域交流の促進や農業、スポーツ、文化の融合を図るため、既存施設を活かしたスポーツ施設等の整備を推進します。

レインボウ・ヒルズ計画エリア

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター周辺を位置づけます。

本エリアでは、最終処分場跡地を利用した良好な住環境の整備と、地域の特性を活かした歴史と産業振興の調和を図った開発を進めます。

3 テーマ別都市づくりの方針

土地利用方針の設定において、重ね合わせの基本としたテーマ別の都市づくりの方針、及びその方針を実現するための具体的な方策を以下に示します。

(1) 活力ある都市づくり

本テーマと関連するSDGsのゴール



多様な都市活動機会や交流機会の創出・活性化と、新たな産業の育成・立地推進に向け、以下の方針に基づき「活力ある都市づくり」を目指します。

方針

- ① 都市拠点における都市活動機会の創出に向けた、民間投資を活用した都市開発と効率的な土地利用の誘導
- ② 本市の地域経済や雇用を支える基幹産業の維持と変革に対応した立地環境の整備
- ③ 新たな産業の育成や広域交流を活性化するための土地利用の促進
- ④ 広域圏連携と地域連携の交通の円滑化を図る幹線道路のネットワーク形成と幹線道路沿道の適切な土地利用の誘導
- ⑤ 鈴鹿ICや御園工業団地周辺等における都市活動の活発化に向けた更なる土地利用の促進

① 都市拠点における都市活動機会の創出に向けた、民間投資を活用した都市開発と効率的な土地利用の誘導

- 社会構造の変化がもたらす新しい生活スタイルや就業形態、人々の交流の在り方に対応し、多様な都市活動機会や交流機会を提供するため、近鉄鈴鹿市駅、平田町駅、白子駅を形成核とした都市拠点において、都市機能の立地誘導や魅力的な都市空間の創出に向け、民間資本を積極的に活用した土地の効率的な利用や効果的な土地利用誘導を図ります。
- ・ 白子駅周辺においては、交通ターミナル型の商業拠点として、その機能強化を図るために、効果的な規制・誘導や土地の効率的な利用による商業の活性化を推進します（商業ゾーン（交通ターミナル型））。

- ・平田町駅周辺においては、広域的な商業拠点として土地の効率的な利用を促進し、既存商店街等の活性化を推進します（商業ゾーン（広域型））。
 - ・近鉄鈴鹿市駅周辺においては、地域の商業拠点として商業の活性化等を推進するとともに、市役所直近の立地特性を活かし、行政・文化機能等の都市機能の集約を図ります（商業ゾーン（地域型））。
- デジタル技術の革新により、新しい都市活動・都市交流に対応した都市基盤の構築を検討します。

② 本市の地域経済や雇用を支える基幹産業の維持と変革に対応した立地環境の整備

- 地域経済と都市活力を維持するため、既存の店舗や工場等の事業所に対し、商店街の再生・整備や既存施設用地の拡張、新規用地の確保などを産業政策に基づいて支援します。
- ・地域住民の買物の利便性確保や、生活拠点としての賑わいのある商業空間の形成を図ります（近隣商業ゾーン）。
 - ・幹線道路沿道に立地する商業・飲食・サービス施設等の沿道型施設については、商業機能の維持を図ります（沿道利用ゾーン）。
 - ・既存工業団地については、操業環境の維持・充実を図るため、既存工業系市街地と幹線道路及び主要な都市施設（駅、IC等）とのアクセス道路の整備を推進し、交通利便性の向上を図ります（既存工業ゾーン）。
- EV化の進展による自動車産業の変革を踏まえ、国内維持が想定される業種・職種の確保や、EV関連企業の誘致、既存産業の事業領域の拡大といった次世代型の産業構造への再構築に向け、鈴鹿市企業誘致推進戦略に基づき産業政策と連携した都市空間の整備・創出を検討します。

③ 新たな産業の育成や広域交流を活性化するための土地利用の促進

- 都市計画区域内の未利用地等の活用により、さまざまな地域産業の育成に資するための土地利用を促進します。
- 市街地形成検討地区（工業系）、新土地需要エリア、スマートIC利活用エリアにおいては、鈴鹿市企業誘致推進戦略に基づき、本市の基幹産業である従来型の製造業等に加えて、環境関連産業、エネルギー関連産業、ヘルスケア関連産業、防災関連産業等についても、民間と連携し、企業誘致を推進します。また、市街化区域から相当の距離にある等やむを得ない場合に限り、これら産業の立地誘導に伴う労働力の確保を目的とした計画的

な土地利用を図ります。

- 広域交流の活性化に向けて、鈴鹿サーキット周辺等において、観光レクリエーション機能・交流機能の向上のための土地利用を促進します。
 - ・鈴鹿サーキットを中心として、周辺の鈴鹿青少年の森公園（ダイセーフォレストパーク）、県営鈴鹿スポーツガーデン（三重交通Gスポーツの杜鈴鹿）等を含めた一帯は、観光レクリエーション機能・交流機能の維持・保全及び機能の充実を目指し、円滑なアクセス道路の整備を推進します（スポーツ・レクリエーションゾーン）。
- 広域交流の促進や農業・文化機能の融合を図るため、スポーツ施設におけるレクリエーション機能や交流機能の強化を図ります。
 - ・鈴鹿PAスマートICのアクセスの利便性を活用し、スポーツツーリズムの視点に立った広域交流の促進や農業・文化機能の融合を図るため、農村環境改善センター等を活用した生涯学習施設や、スポーツ施設等の整備を推進します（スポーツ・レクリエーションエリア）。
- 鈴鹿工業高等専門学校、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿大学等といった教育研究施設を中心に、新たな産業の更新や学術研究、文化振興に対応する土地利用を促進します（学術研究ゾーン）。
- リニア中央新幹線の整備による産業や交流の需要を検討し、それに対応するための土地利用を推進します。

④ 広域圏連携と地域連携の交通の円滑化を図る幹線道路のネットワーク形成と幹線道路沿道の適切な土地利用の誘導

- 骨格的な幹線道路の整備、拡幅整備等による円滑な幹線道路のネットワークを形成するとともに、幹線道路沿道の適切な土地利用を誘導します。
 - ・産業の活性化や交通渋滞の解消等に向け、（都）鈴鹿中央線、（都）北勢バイパス（鈴鹿四日市道路）、（都）汲川原橋徳田線、（都）野町国府線、（市）関亀山鈴鹿線、（都）鈴鹿亀山道路等の幹線道路の整備により幹線道路ネットワークの形成を図ります。
 - ・幹線道路沿道の「新土地需要エリア」においては、新たな産業需要に応じ、道路整備にあわせた計画的な土地利用を推進します（新土地需要エリア）。
- 圏域での経済発展を目指し、近隣市との地域経済の展望を共有し、各市の特性を活かした役割分担を明確化するなど、密接な連携を図ります。
- 「道の駅」について、その必要性を踏まえ、整備を検討します。

⑤ 鈴鹿 I C や御菌工業団地周辺等における都市活動の活発化に向けた更なる土地利用の促進

- 鈴鹿 I C と御菌工業団地周辺等（市街地形成検討地区）の土地利用を検討します。
 - ・ 鈴鹿 I C 周辺においては、恵まれた周辺の自然環境と広域交通利便性を活かし、農地等の周辺自然環境と調和を図りつつ、工業を中心に地場産業である農業や流通業務等民間活力の導入を推進します。また、土地利用の需要の高まりに応じて、物流機能にも配慮し、既存産業へのサポート強化を図ります（鈴鹿 I C 周辺ゾーン）。
 - ・ 御菌工業団地周辺においては、農地等の周辺自然環境と調和を図りつつ、自動車産業機能に近接する地理的特性を生かし、既存工業を補完するとともに、E V 化の進展による自動車産業の変革に伴う土地利用への対応や新規参入が見込まれる産業への土地利用を推進します（市街地形成検討地区（工業系））。
 - ・ 農地等の周辺自然環境と調和を図りつつ、鈴鹿 P A スマート I C の利便性を活かし、スマート I C 周辺における新たな産業集積・交流拠点の形成に向けた土地利用を推進します（スマート I C 利活用エリア）。



椿地区地区計画（鈴鹿椿工業団地）

第3章 土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針

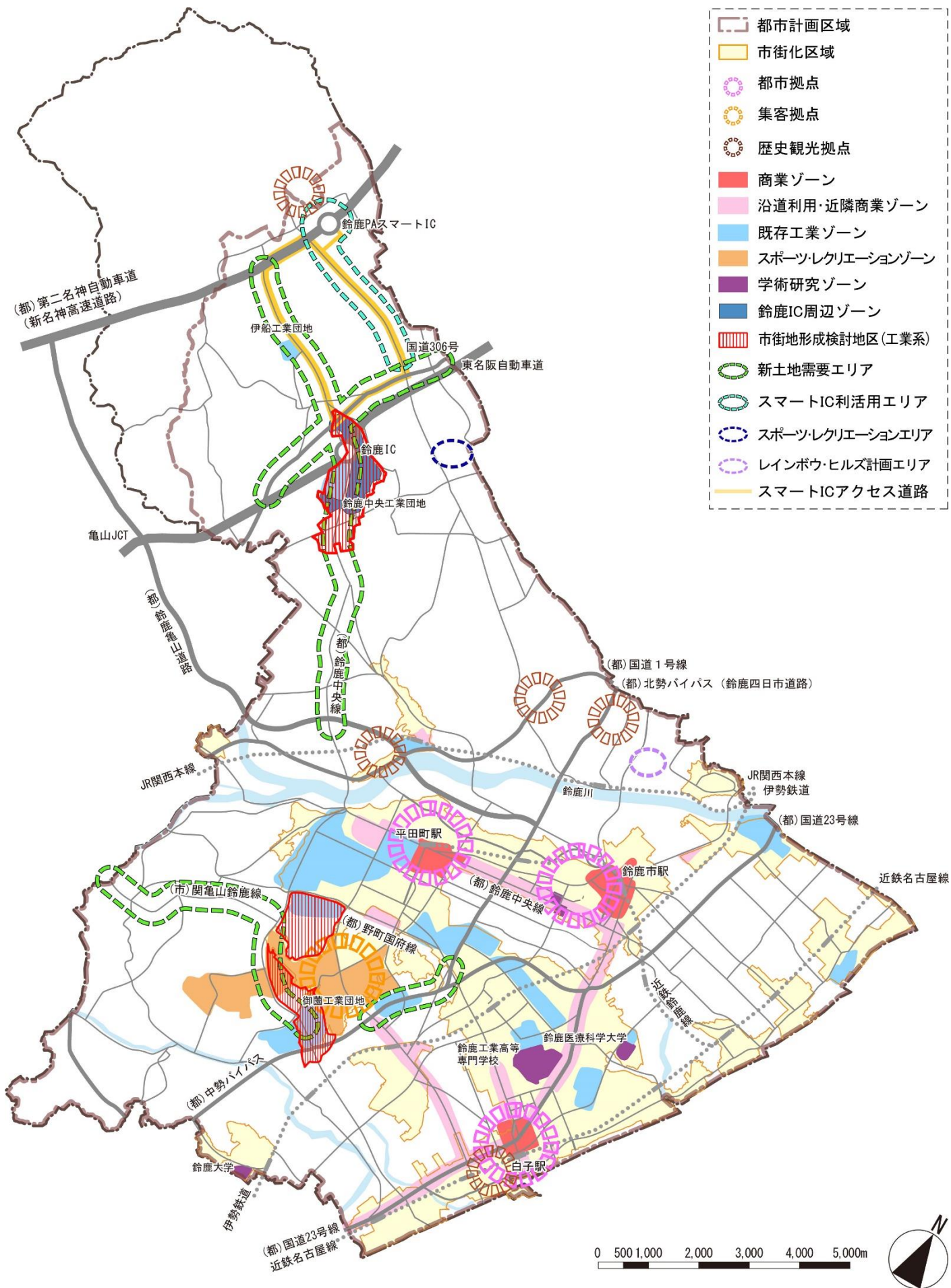


図 活力ある都市づくり

(2) 防災・減災の都市づくり

本テーマと関連するSDGsのゴール



市民生活の安全・安心の確保に向け、南海トラフ地震等による地震・津波や気候変動の影響と考えられる集中豪雨、土砂災害、台風による高潮など、さまざまな災害に対応するため、以下の方針に基づき「防災・減災の都市づくり」を目指します。

方針

- ① 地震・津波、河川・内水氾濫、高潮、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進
- ② 密集市街地などにおける防災・減災の推進
- ③ 避難場所・避難路などの整備・充実
- ④ ハザードエリアからの長期的な居住誘導

① 地震・津波、河川・内水氾濫、高潮、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進

○ 南海トラフ地震等による地震やそれに伴う津波への災害対策を推進します。

- ・ 沿岸部の津波浸水予測区域等においては、地震時に複合的な災害発生が懸念されることから、避難路の確保や津波避難施設の確保、必要に応じた高台移転、土地利用規制見直し等、地震・津波に対する複合的な取組を検討します。
- ・ 伊勢湾沿いの既存堤防について、施設管理者に要望等行い、強化を促進します。
- ・ ライフライン（水道・電気・ガス）の耐震化を促進します。



津波避難施設

○ 流域治水対策を推進します。

- ・ 水災害の激甚化・頻発化に対応するため、国や流域自治体、市民などあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進します。

- 河川改修や内水氾濫対策等を計画的に推進します。
 - ・ 鈴鹿川、金沢川、堀切川、中ノ川、安楽川、芥川等の河川について、計画的な改修を促進します。
 - ・ 市街地の内水氾濫による浸水対策として、鈴鹿市総合雨水対策基本計画に基づき、雨水幹線等の計画的な整備を推進します。
- 雨水流出による河川や排水路の洪水負担を軽減するため、市街地周辺における農地や山林を保全し無秩序な開発を抑制します。
 - ・ 保水・洪水調整機能を有する市街地周辺における優良な農地については保全を図るとともに、計画的な土地利用を推進することで無秩序な開発を抑制します。
- 台風等の高潮への災害対策を推進します。
 - ・ 伊勢湾等高潮対策事業で整備された海岸堤防等の機能低下に対し、施設管理者に要望し整備促進を図ります。
- 山間部・丘陵地における土砂災害対策を推進します。
 - ・ 砂防区域や土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所を把握するとともに、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）を推進します。
- 災害情報の収集や発信を効率的・効果的に行い防災・減災につなげるため、新技術の導入に取り組みます。

② 密集市街地などにおける防災・減災の推進

- 減災に向けた密集市街地等における防災・減災対策を推進します。
 - ・ 狭あい道路の拡幅により緊急車両の通行ができる生活道路の整備や、建築物の不燃化等による延焼しにくい街区の形成を推進します。
 - ・ 必要に応じて都市機能が集積する商業業務施設等を中心に、地域の特性にあわせた防火・準防火地域の見直しを検討します。
 - ・ 延焼遮断帯となる広幅員道路やオープンスペース等の計画的な配置・整備を推進します。
 - ・ 防災の観点から、空家については空家等対策計画に基づき、適切な管理の促進や利活用の促進、特定空家等への対処を行います。
- 地域の防火・消防体制の強化を推進します。
 - ・ 耐震性防火水槽や消火栓の計画的な整備を推進します。

第3章 土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針

- 津波浸水予測区域内の既存住宅地における土地利用規制の緩和を検討します。
- ・ 特に、沿岸部の低層住宅地（第1種、第2種低層住居専用地域）である土地利用規制見直しエリア等においては、災害時の避難行動は前提として、ピロティ構造等の住まい方の選択ができるように建物の高さの制限を緩和する等の土地利用規制の見直しについて地域住民とともに検討します。

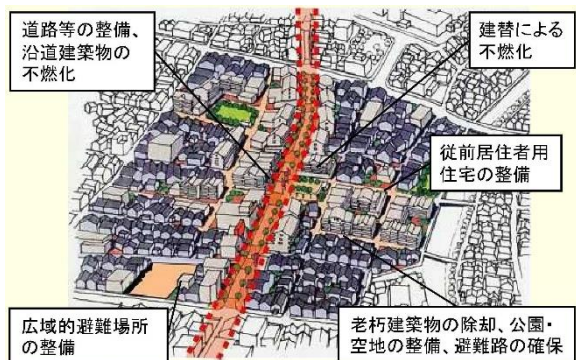


図 密集市街地の改善イメージ
出典：平成25年度国土交通白書（平成26年7月）



狭あい道路改善写真

③ 避難場所・避難路などの整備・充実

- 安全・安心な避難場所及び避難路の確保を図ります。
 - ・ 緊急輸送道路や既決定の都市計画道路、都市公園・緑地において、計画的かつ早急な避難場所・避難路の配置・整備を推進します。
 - ・ 公園・緑地等において、給水拠点、照明施設、貯水施設等を計画的に配置します。
- 災害に強い緊急輸送道路等の構築を推進します。
 - ・ 地震に強い市街地の形成を目指し、緊急輸送道路沿道において道路を閉塞するおそれのある建物の耐震改修を助成します。
 - ・ 災害が発生した際に、救急活動や支援活動を円滑に行えるように、災害対策の視点からも幹線道路の整備を推進します。
- 防災・減災意識の向上を促進します。
 - ・ 地域での防災訓練の実施等により、防災意識の向上を促進します。
 - ・ 共助の防災活動の基本となる地区防災計画等の策定を促進します。



鈴鹿市防災公園（桜の森公園）



防災訓練の様子

④ ハザードエリアからの長期的な居住誘導

- 津波・高潮などの災害から建物の被害を低減します。
 - ・ 沿岸部の災害危険性が高い区域において、長期的な視点から安全な地域への居住誘導を検討します。
- 被災後の早期の復興のため、事前に被災後の復興まちづくりを考え、準備しておく復興事前準備の取組を地域とともに検討します。
- 災害情報の発信を効率的・効果的に行い、減災に向け、安全な地域への長期的な土地利用を誘導します。

第3章 土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針

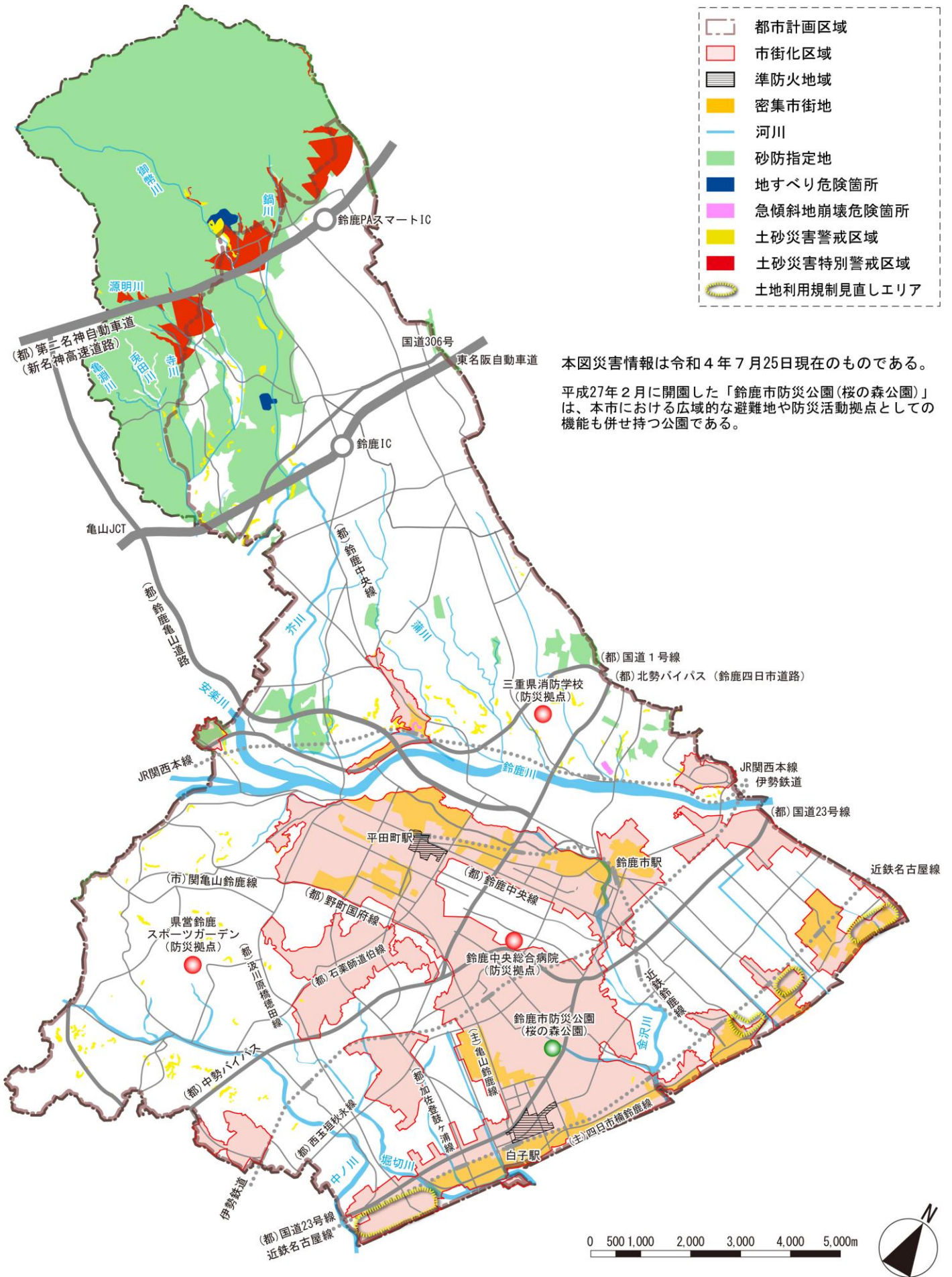


図 防災・減災の都市づくり①

第3章 土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針

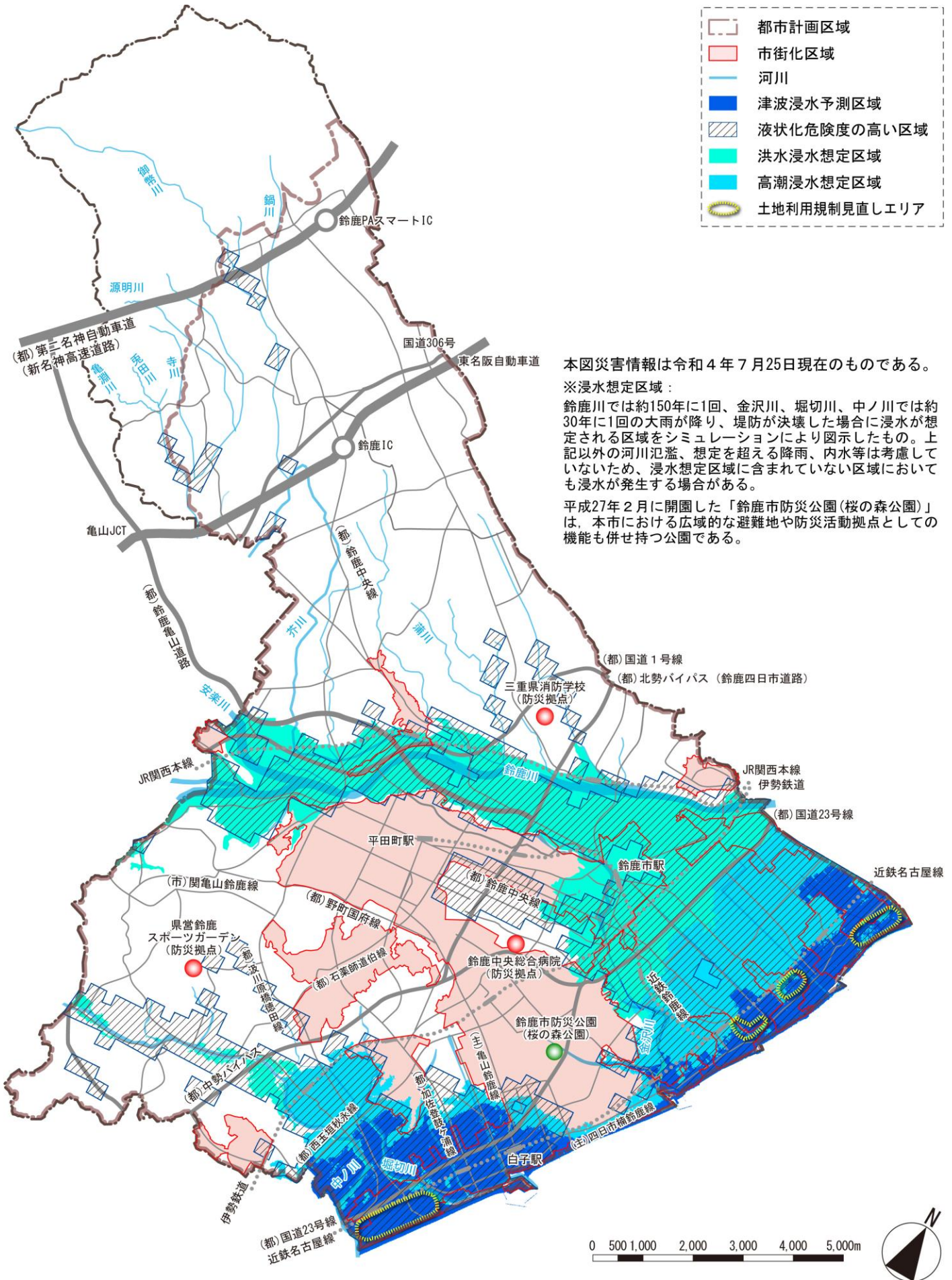


図 防災・減災の都市づくり②

(3) コンパクトで住みよい都市づくり

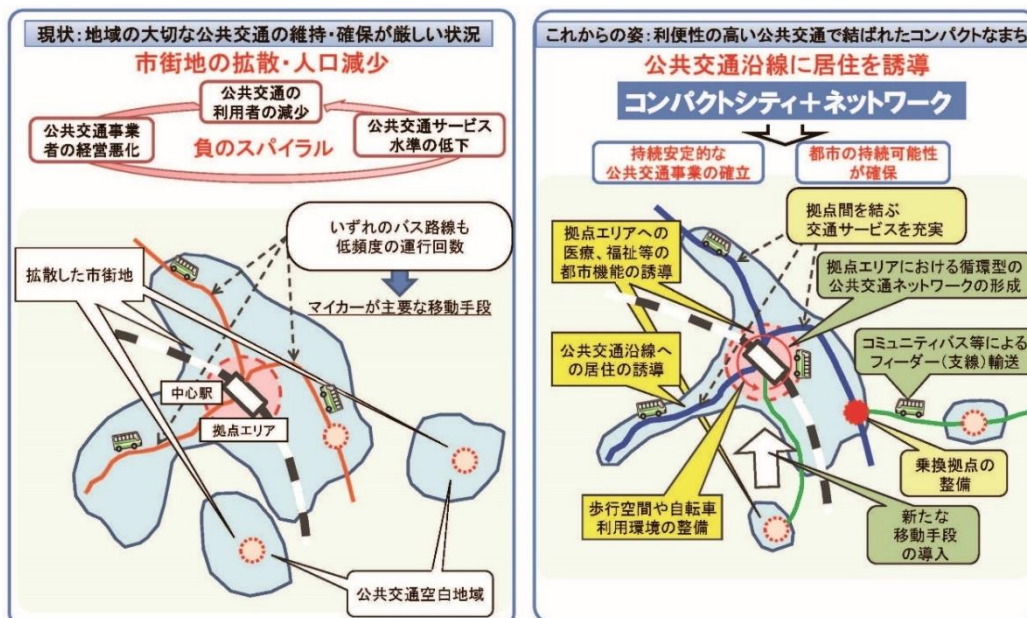
本テーマと関連するSDGsのゴール



コンパクトな市街地を形成するとともに、地域拠点における生活利便施設の集約化や都市基盤の維持、再構築を図るために、以下の方針に基づき「コンパクトで住みよい都市づくり」を目指します。

方針

- ① 都市拠点における土地の効率的な利用と複合的な都市機能の立地誘導
- ② 市街化区域における居住誘導と良好な住環境の維持・保全、整備
- ③ 市街化調整区域の指定既存集落における住環境の維持・保全と拡張を抑制した計画的な土地利用の促進
- ④ 既存ストックの有効活用に向けた空家等の適正な管理とリノベーションの推進



出典：立地適正化計画作成の手引き（令和5年3月版）を一部加工
 図 コンパクト化のイメージ

コンパクトシティ・プラス・ネットワークとは、広がった市街地のまま、今後人口が減少すると、生活サービス施設や公共交通を維持することが困難となり、歩いて又は公共交通で日常生活を営むことが困難になるおそれがあることから、

コンパクトシティ化により居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導するとともに、拠点間のネットワークを維持することで利便性を維持しようという考え方です。

本市においては、市街化区域と市街化調整区域の生活拠点を中心に、市民の居住を維持し、生活拠点間は公共交通等で結ぶことで市民の生活の利便性を維持することを想定しています。



「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」

生活サービス機能と居住を集約・誘導による人口集積と公共交通ネットワークの再構築を組み合わせることにより、生活サービス機能の低下や地域経済の衰退などといった都市がかかえる問題の解決を目指します。

コンパクトシティ化による効果の例

<p>生活利便性の維持・向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活サービス機能の維持・アクセス確保などの利用環境の向上 ● 高齢者の外出機会の増加、住民の健康増進 <p>➡ 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活・活躍できる都市環境</p>	<p>行政コストの削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政サービス、インフラの維持管理の効率化 ● 地価の維持・固定資産税収の確保 ● 健康増進による社会保障費の抑制 <p>➡ 財政面でも持続可能な都市経営</p>
<p>地域経済の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス産業の生産性向上、投資誘発 ● 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大 <p>➡ 地域内での消費・投資の好循環の実現</p>	<p>地球環境への負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギーの効率的利用 ● CO2排出量の削減 <p>➡ 低炭素型の都市構造の実現</p>

国土交通省資料

① 都市拠点における土地の効率的な利用と複合的な都市機能の立地誘導

- 都市拠点におけるまちなか居住環境の形成に向け、近鉄鈴鹿市駅、平田町駅、白子駅の駅周辺をはじめとした都市拠点において、土地の効率的な利用（中高層住宅）及び都市機能（医療・福祉施設、公共公益施設、商業施設等）の誘導を図ります。
 - ・都市拠点においては、まちなか居住環境の形成に向け、効果的な規制誘導や市街地再開発事業等により、中高層住宅等の立地を促進します。
 - ・都市拠点において医療・福祉施設、公共公益施設（子育て支援施設等）、商業施設等の都市機能の立地誘導を推進します。
 - ・都市機能の誘導にあたっては、市街地内の低未利用地を有効活用する他、公共施設の再編・統合等により生み出された公的資産の活用を図ります。

② 市街化区域における居住誘導と良好な住環境の維持・保全、整備

- 市街化区域の人口密度を維持し生活サービスの存続、居住者の利便性が確保されるまちづくりを推進します。
- 市街化区域内における良好な住環境の形成・維持・保全に取り組みます。
 - ・日常の暮らしに密着した道路、公園、上下水道といった都市施設の効率的な整備、維持管理を行うとともに、地域地区、地区計画、地区別景観づくり計画等の効果的な規制・誘導等により、良好な住環境を維持・保全します。
- 日常的な生活における基礎的な生活サービスを受けられる近隣生活圏の形成・維持のため、既存の商業施設の面的・線的な維持・充実（商店街の活性化）、並びに新たな投資の誘導に向けた不動産の流通活性化などを図ります。
 - ・都市拠点以外の生活の拠点となる地域についても、生活サービスが効率的に提供されるように、医療・福祉、公共公益施設（子育て支援施設等）、商業施設等を集約し、身近な生活利便施設の維持・充実を図ります。
 - ・持続可能なまちづくりに向け、生活サービスを受けられるまちなかへの居住を促進する制度や事業等の充実を検討します。
 - ・白江土地地区画整理事業の区域内において、福祉施設や子育て支援施設等の建設を検討します。
 - ・カーボンニュートラルの実現に向けて、公共施設の更新を計画する際は、再生可能エネルギーの導入や建物自体の脱炭素化を推進します。

- ・市街化区域を中心として、生活圏域として一体的な土地の有効活用を目指し、近隣市との土地利用の調和を図ります。
- 市街化区域内の低未利用地の有効利用により、良好な住環境形成を進めます。
 - ・地域地区、地区計画、地籍調査等の効果的な規制・誘導等により、民間活力等による市街化区域内の低未利用地の有効利用を促進することで、良好な住環境の形成を進めます。
- 都市機能や居住機能が集積した集約型の快適で健康的な暮らしができる都市づくりに取り組みます。



「カーボンニュートラル」

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを指し、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。

我が国の二酸化炭素排出量の約6割が、衣食住を中心とする「ライフスタイル」に起因しています。生活の中でちょっとした工夫をしながら、無駄をなくし、環境負荷の低い製品・サービスを選択することで、こうしたライフスタイルに起因する二酸化炭素削減に大きく貢献することができます。

暮らしを脱炭素化するための
ゼロカーボンアクション 30

 エネルギーを節約・転換しよう!	 太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!
 CO2の少ない交通手段を選ぼう!	 食ロスをなくそう!
 サステナブルなファッションを!	 3R (リデュース、リユース、リサイクル)
 CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!	 環境保全活動に積極的に参加しよう!

③ 市街化調整区域の指定既存集落における住環境の維持・保全と拡張を抑制した計画的な土地利用の促進

- 市街化調整区域における指定既存集落等を維持・保全します。
 - ・ 地域コミュニティの維持を目的とした有効な制度の検討を進めるとともに、都市施設の効率的な整備、維持管理により営農環境と調和した良好な住環境として、指定既存集落等を維持・保全します。
 - ・ 指定既存集落等について、公共交通機関を利用して生活できる居住環境の形成を目指し、鉄道駅周辺やバス停周辺における計画的な土地利用を促進します。
 - ・ 優良田園住宅制度を活用し指定既存集落の人口維持に取り組みます。
- 身近な生活利便施設の維持・充実を図ります。
 - ・ 指定既存集落等へ生活サービスが持続的に提供されるように、幹線道路沿道等のアクセスが良く、生活の拠点となる場所において身近な生活利便施設の維持・充実を図ります。

④ 既存ストックの有効活用に向けた空家等の適正な管理とリノベーションの推進

- 人口減少・少子高齢化とともに既存市街地で増加する空家・空地等について、適正な管理とリノベーションによる再利用、まちづくりへの活用を進め、良好な住環境の維持と良質な不動産（住宅・店舗等）の提供によって、居住誘導と地域経済の活性化を図ります。
 - ・ 近年増加傾向にある空家等については、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、空家等の現状を把握し空家等対策計画に基づき、有効な対策を実施します。
 - ・ 空家等について、市民からの相談に的確に対応し、適切な対策を講じます。
 - ・ そのまま放置した場合、倒壊等により保安上危険となるおそれのある状態、衛生上有害となるおそれのある状態、景観を損なっている状態等にあり、そのまま放置することが不適切である状態にあると認められる空家等（「特定空家等」）に対し、適切な処置・対応を行います。
 - ・ 空家等の現状把握に基づき、利用することが適切であると認められた空家等について、その有効利用を進めます。
 - ・ 空地について、その現状の把握とともに対策を検討します。



「 リノベーション 」

老朽化した建物を新築の性能の戻すリフォームに対し、リノベーションは、既存の建築物に改修を加えて価値を高めることを指します。

リノベーションまちづくりのイメージ



国土交通省資料

第3章 土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針

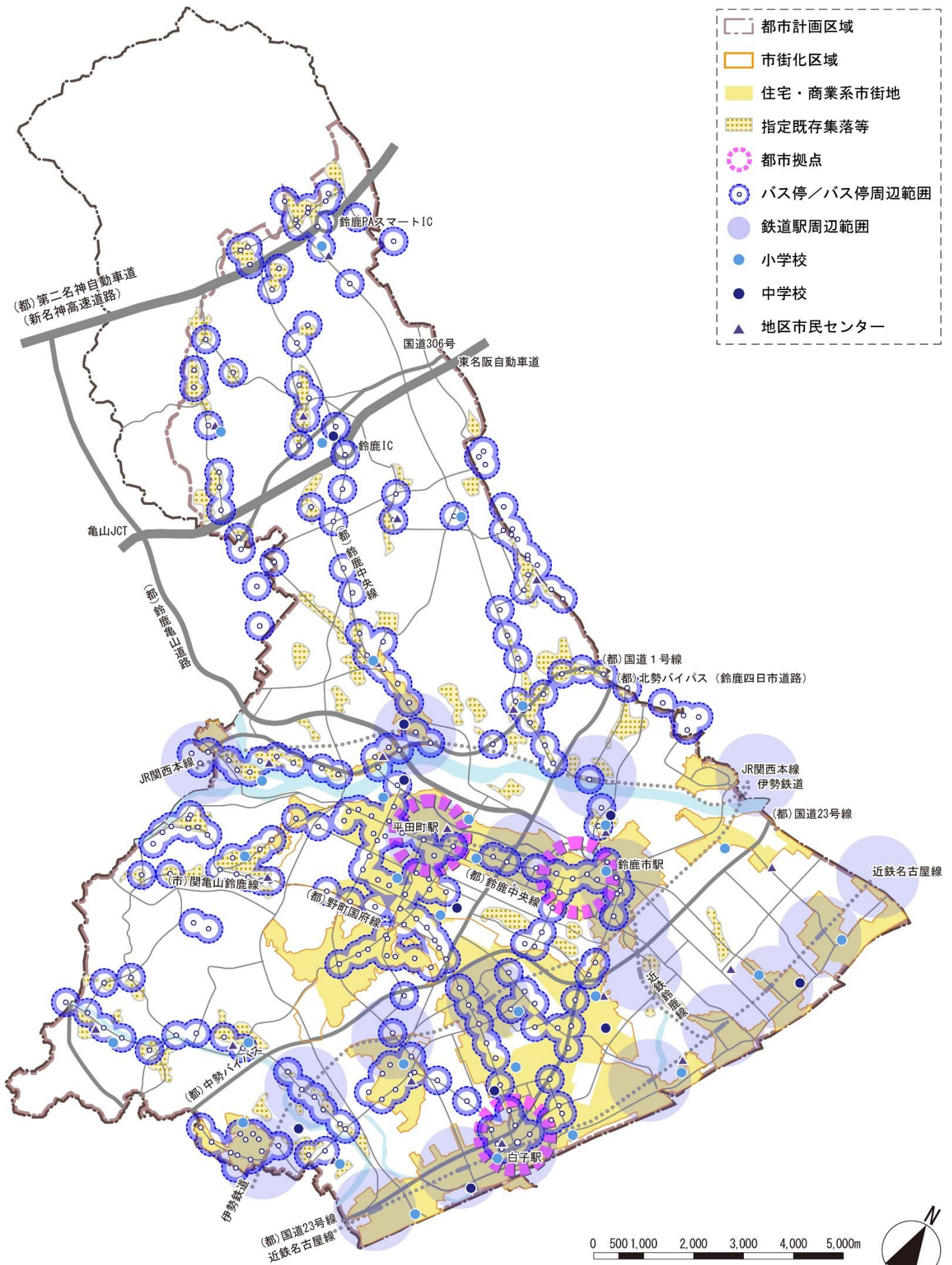


図 コンパクトで住みよい都市づくり

(4) モビリティの高い都市づくり

本テーマと関連するSDGsのゴール



すべての人が移動しやすい交通環境の確保に向け、以下の方針に基づき「モビリティの高い都市づくり」を目指します。

方針

- ① 安全で円滑な道路ネットワークの形成
- ② ユニバーサルデザインの視点にたった生活道路・通学路、自転車歩行者道の整備
- ③ 利便性の高い地域公共交通の構築と交通結節点の機能強化

① 安全で円滑な道路ネットワークの形成

- 安全で円滑な道路ネットワークを形成するとともに、地区内への通過交通の軽減による地区内の交通安全を確保します。
 - ・住宅地への通過交通進入を抑制するため、地区の状況に応じ、道路ネットワークを継続的に形成していきます。
 - ・広域的な道路ネットワークである（都）中勢バイパスや（都）北勢バイパス（鈴鹿四日市道路）の整備を促進し、（都）国道23号線等市街地内の交通渋滞の緩和を図ります。
 - ・市内の幹線道路として位置づける都市計画道路の整備を推進します。また、幹線道路の整備にあわせて歩行者空間の確保を推進します。
- 交差点や歩道の安全対策を実施します。
 - ・交差点や通学路等については、必要に応じ交差点改良や路肩等のカラー舗装化等により、安全な道路空間の確保に取り組めます。



交差点右折レーンのカラー舗装化

② ユニバーサルデザインの視点にたった生活道路・通学路、自転車歩行者道の整備

- 生活道路・通学路、自転車歩行者道における安全性・利便性を確保します。
 - ・生活道路や通学路、自転車歩行者道について、誰もが利用しやすく歩行者及び自転車の安全性に配慮した道路の整備を推進します。
 - ・バス停周辺について、公共交通の利用の多い高齢者等に配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った道路の整備を推進します。
 - ・視覚障がい者等の身体障がい者や車いす利用者、ベビーカー利用者等に配慮し、誰もが安全に移動することができるよう、歩道等の計画的な整備及び段差の解消等を順次進めます。
 - ・道路空間の安全性を確保するため、狭あい道路において、建築行為等に係る道路拡幅用地等の整備を促進します。
 - ・地域住民のニーズ、関係機関との調整を踏まえ、ゾーン30プラスの設定等により、安全な歩行空間、自転車走行空間等の確保を検討します。
 - ・安全な歩行空間、自転車走行空間を確保するため、必要に応じて道路空間の再配分について検討します。
- 都市拠点及びその周辺においては、歩いて暮らせる都市づくりを目指し、誰もが円滑に移動できる道路のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を図ります。
 - ・「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき駅舎等の公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
 - ・都市拠点及びその周辺の歩行空間においては、すべての歩行者が安全に通行できるよう、歩道の拡幅や段差の切り下げ、排水溝の蓋の改善、歩道や誘導ブロックの設置等を推進します。
 - ・都市拠点以外での、商業施設と住宅地をつなぐ空間では、歩行空間は、歩道の拡幅や段差の切り下げ、排水溝の蓋の改善、歩道や誘導ブロックの設置等を推進します。
 - ・都市拠点における市街地再開発事業等の実施に際してはバリアフリーに配慮した市街地形成を推進します。
 - ・居心地が良く歩きたくなるまちなか空間の形成を目指しウォーカブル推進に取り組みます。



「ユニバーサルデザイン」

ユニバーサル=普遍的な、全体という言葉が示しているように「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることを指します。

歩行空間におけるユニバーサルデザインの事例

■無電柱化及び幅の広い歩道の整備



〈整備前〉



〈整備後〉

■歩道の段差・傾斜・勾配の改善



〈整備前〉



〈整備後〉

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり
国土交通省資料



「ウォークブル」

街路空間を車中心から”人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていくことを言います。

これらの取組は都市に活力を生み出し、持続可能なまちづくりの実現につながっています。



国土交通省資料

③ 利便性の高い地域公共交通の構築と交通結節点の機能強化

- 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた維持・改善を行います。
 - ・ 既存の地域公共交通（鉄道・路線バス・コミュニティバス（C-BUS）・タクシー）の維持・確保に取り組みます。
 - ・ 利用実態や移動ニーズ等を踏まえて、運行内容（本数・時間帯・ルート等）の見直しや利便性の向上を図ります。
-
- コミュニティバス（C-BUS）
- 多様な移動ニーズに対応した地域公共交通を確保します。
 - ・ 既存の地域公共交通での対応が難しい移動ニーズに对应していくために、新たな移動手段の確保に向けた手順を明確化します。
 - ・ 地域の実情に応じた移動手段が導入されるよう取組体制や支援体制を構築します。
 - 新技術を活用した地域公共交通の利便性向上を図ります。
 - ・ 地域の交通課題の解決や地域公共交通の利便性向上を図るためデジタル技術の活用と導入を検討します。
 - 交通結節点となる鉄道駅等へのアクセス道路の整備及び駅周辺における自転車放置禁止区域の適正な管理に取り組みます。
 - ・ 駅周辺地域における鉄道利用を促進するため、駅までのアクセス道路の整備を推進します。
 - ・ 鉄道の利便性向上と景観改善を図るため、鉄道駅周辺において条例に基づく自転車放置禁止区域の適正な管理に取り組みます。
 - ・ 交通機関相互の乗継利便性の向上を図るため、パーク&ライド等を推進するための駐車場・駐輪場等の確保を推進します。
 - 交通結節点において、バリアフリーに配慮した施設整備を推進します。
 - ・ 拠点駅を中心とした生活行動・都市活動に対応した交通結節点の機能を強化するとともに、公共交通機関のバリアフリー化を図り、高齢化社会を踏まえた誰もが円滑に移動できる公共空間の整備を推進します。
 - リニア中央新幹線との連携も視野に入れつつ広域的な都市間連携軸の充実を検討し、地域活力の向上につなげます。



「 デジタル技術とモビリティ 」

自動運転に加え、MaaS (Mobility as a Service) (※1) やオンデマンド交通 (※2) などの発達、ドローンや自動配送ロボットを始めとした新たな輸送手段の出現など、デジタルを活用した新たなモビリティサービスが普及しつつあります。

イメージ

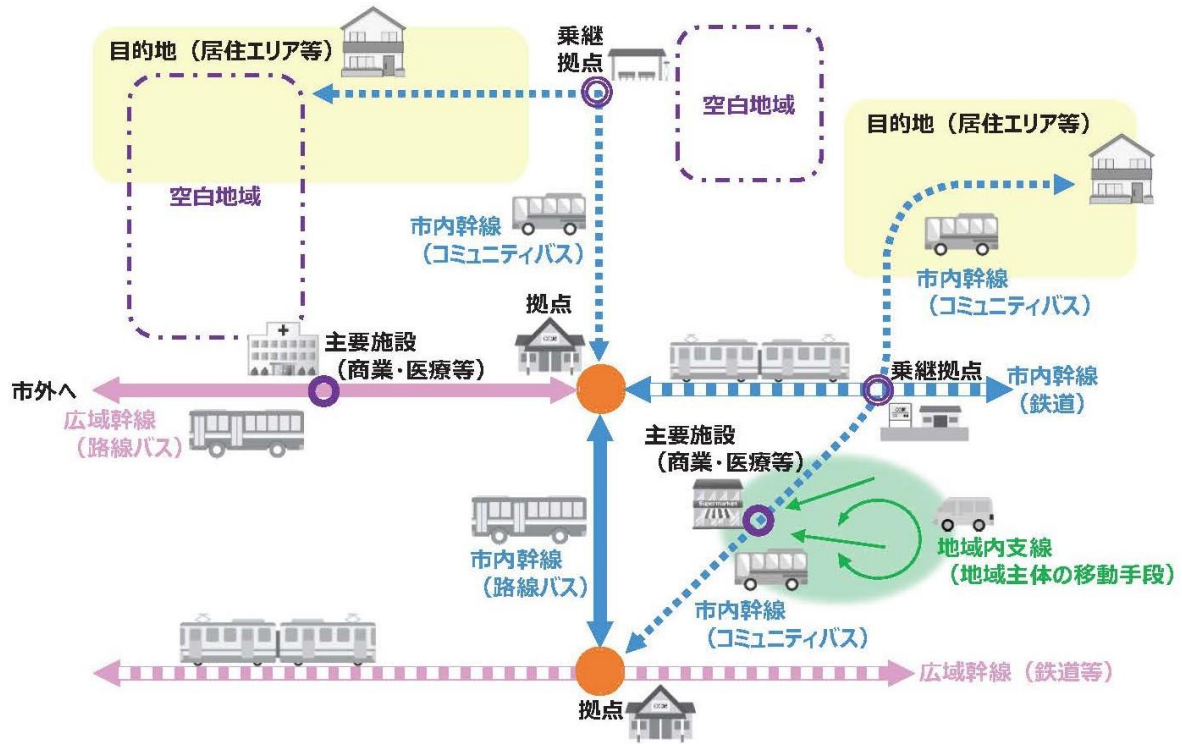


デジタル庁資料

※1 MaaS：ICT 技術などを活用して、公共交通や地域のさまざまな生活サービスなどをシームレスに結びつける新たな移動の概念のこと。

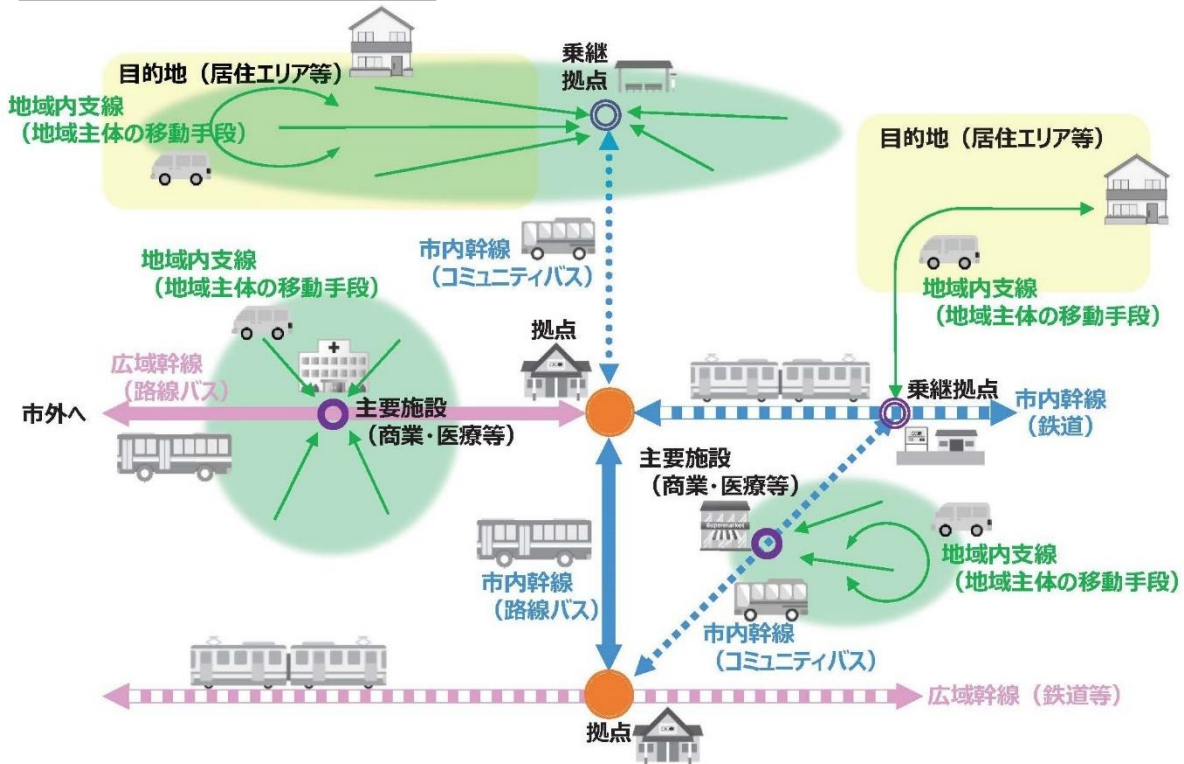
※2 オンデマンド交通：利用者のニーズに応じて柔軟に運行する乗り合いの公共交通サービスのこと。

現在のネットワークイメージ



※拠点は、鈴鹿市都市マスタープランにおける都市拠点、集客拠点、歴史観光拠点を指す。

将来のネットワークイメージ



※拠点は、鈴鹿市都市マスタープランにおける都市拠点、集客拠点、歴史観光拠点を指す。

出典：鈴鹿市地域公共交通計画

図 将来の地域公共交通のネットワークのイメージ

第3章 土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針



図 モビリティの高い都市づくり

(5) 水と緑、景観の都市づくり

本テーマと関連するSDGsのゴール



本市が有する豊かな自然環境や歴史的景観等の地域資源を次世代へ継承するため、以下の方針に基づき「水と緑、景観の都市づくり」を目指します。

方針

- ① 豊かな自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用
- ② 優良農地の保全と営農環境の整備促進
- ③ 多様な主体の協働による公共施設や民有地内における緑化の推進
- ④ 地域資源を活かした良好な景観形成

① 豊かな自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用

- 鈴鹿山脈や里山、鈴鹿川等の河川や池、海岸等、水と緑の環境軸及び拠点となる豊かな自然環境を保全し、未来への継承を図ります。
 - ・鈴鹿国定公園の特別地域に指定されている鈴鹿山脈においては、自然環境や景観保全のため新たな整備は実施せず、既存のレクリエーション施設等の維持管理に留め、貴重な動植物の生息・生育環境の保全に取り組みます。
 - ・市街地周辺を流れる河川については、環境や生態系に配慮した改修を進めます。
 - ・県立自然公園に指定されている海岸部（鼓ヶ浦海岸や千代崎海岸等）においては、できる限り動植物に配慮した海岸等の整備を行うとともに、松等の植栽については適切な維持管理に取り組みます。
- 市街地に存在する拠点となる緑地・里山や公園等を保全・活用します。
 - ・既存の公園・緑地の維持・保全を図るとともに、地域の特性等を活かした機能や配置の再編を含め適切に配置・整備します。
 - ・南西部丘陵地等市街地周辺に点在する里山については、市民が自然とふれあえる場所として保全に取り組みます。
 - ・歴史的資源であり市民に親しまれる社寺等の樹林については、市街地内

の貴重な自然環境として保全を図ります。

- 都市公園・都市緑地及び幹線道路の植樹帯、大小河川により水と緑のネットワークを形成します。
 - ・市街地内にきれいな水や空気が循環するよう、点的な緑である都市公園・都市緑地や線的な緑である幹線道路の植栽帯、大小河川の緑等を活用し、水と緑のネットワークを形成します。
- 緑の基本計画による総合的かつ計画的な施策を展開します。
 - ・緑地の適正な保全及び緑化の推進に向け、緑全般に関する施策を総合的・計画的に実施するため、「緑の基本計画」による施策の展開を図ります。
- 豊かな自然環境を保全するため、一般廃棄物処理施設の計画的な施設更新・整備を検討します。
 - ・老朽化が進む「鈴鹿市清掃センター」、「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター」や「鈴鹿市クリーンセンター」について、計画的な施設の更新及び施設整備を進めます。
- 土地利用を図る際は、豊かな自然環境の保全、生物多様性に配慮しながら、また、鈴鹿市景観計画に基づき周囲の景観に調和した土地利用となるよう景観形成を図りながら、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。

② 優良農地の保全と営農環境の整備促進

- 農業生産や環境保全、保水・洪水調整機能等を有する優良農地を保全するとともに、美しい田園風景を継承します。
 - ・市街地に囲まれた大規模な優良農地は、農業の生産基盤としての維持・保全を図るとともに、防災機能保持及び環境保全のための緑地空間としての機能を発揮させます。また、市民農園等として市民が土とふれあう共生の場としても活用します。
 - ・市街地内の一団の農地（緑の中心核）については、農業生産の場となるとともに、洪水調整等の防災面や、景観上も重要であることから、優良農地として保全を図りつつ、必要に応じて土地利用の見直しを行います。
- 農業の担い手づくりや実情に即したほ場保全等、将来を見据えて営農環境の整備を促進します。
 - ・農用地については、農業の生産基盤としての維持・保全を図るとともに、農業の生産性を高め、競争力を強化していくために、担い手への農地集

積・集約化を促進します。また、市民の交流及びレクリエーションの場の創出のため、農地活用による観光農園や市民農園等の整備を促進します。

- ・持続可能な農業施策として、農業の六次産業化や地域・圏域のなかでの地産地消を促進します。
- 景観農業振興地域整備計画の策定による農業景観の保全を検討します。
 - ・丘陵地の茶畑やサツキ畑、平野部の水田地等特有の農業景観を保全するため、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。

③ 多様な主体の協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- 緑豊かな市街地形成のため、幹線道路や駅前広場、官公庁施設等の公共公益施設及び工場や住宅地等の民有地における緑化を推進します。

- ・庁舎、学校等市民が身近に利用する機会の多い公共施設では、都市全体の緑化の先導役及び身近で自然を学ぶ場となるよう、積極的な緑化に取り組みます。



(都) 鈴鹿中央線沿道

- ・水と緑のネットワークを構築する上で重要な道路及び河川の緑化に取り組みます。
- ・工場・事業所等では、生け垣の設置等接道部の緑化等を進めるとともに、市民による緑化を促進します。
- ・特に、工場においては、工場立地法等に基づき緑豊かな景観との調和に配慮するとともに、公害防止や防災機能に配慮した緑化を事業者に指導します。
- 市民による都市緑化を推進するため、都市緑地法等の諸制度など様々な施策を実施します。
- 市民の緑化に関する意識向上を推進します。
 - ・緑地保全や都市緑化に関する市民意識向上を目指し、市民参加の推進体制づくりや緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等を推進します。
- 市民、地域等とコミュニケーションを図りながら緑化を推進し、健全な生活環境を保全します。

④ 地域資源を活かした良好な景観形成

- 地域それぞれの魅力を活かした景観形成を推進します。
 - ・ 鈴鹿市景観計画に基づき、自然や歴史・文化など地域特有の良好な景観形成を市民とともに推進します。
- 都市拠点における、鈴鹿市の玄関口・拠点にふさわしい良好な景観形成を促進します。
 - ・ 近鉄鈴鹿市駅周辺においては、伊勢街道や神戸城跡をはじめとする歴史・文化を活かした良好な景観の形成を図ります。
 - ・ 平田町駅周辺においては、広域的な商業拠点としてのまちづくりを進めるとともに、主に（都）鈴鹿中央線沿いにおいて、歩いて楽しい沿道景観の創出を図ります。
 - ・ 白子駅周辺においては、交通ターミナル型商業地としての賑わいの創出とともに、伊勢街道沿いの歴史・文化や海辺に最も近い主要駅という特徴を活かし、個性的で魅力ある景観形成を図ります。
- 市街地開発事業等により新たな緑の創出を促進します。
 - ・ 景観形成基準等により、市街地開発事業等における敷地内緑化を推進します。
- 旧街道の歴史的まちなみや歴史文化遺産、社寺等における樹林を保全するとともに、これらを地域資源として活用します。
 - ・ 椿大神社や白子地区・石薬師地区における旧街道（伊勢街道・東海道）沿いの歴史的まちなみや市内の文化財や歴史的な建築物等を保全・活用した景観形成を推進します。
 - ・ 長太の大楠とその周辺のまとまりある農地への眺望景観を保全します。
 - ・ 古くからのまちなみや文化財等の周辺の建築物等は、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。
 - ・ 地域の歴史的・文化的価値のある資産を守り、鈴鹿市らしい景観を形成するため、登録地域景観資産制度の活用を促進します。
- 都市環境と自然景観・田園景観との調和を図ります。
 - ・ 歴史・文化資源の保全、工場等の民有地の緑化と自然景観・田園景観が



伊勢街道

調和した鈴鹿市らしい景観を維持します。

- 市民参加により、地域の景観資源の調査を行い、地域づくりへの活用や地区別景観づくり計画への展開を促進します。また、まちづくりを担うNPO等の団体などの組織づくりについても支援します。
- 市民との協働により「地区別景観づくり計画」を策定し、計画的な魅力ある生活環境の創出に取り組みます。
 - ・「地区別景観づくり計画」により建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導を推進します。
 - ・「地区別景観づくり計画」により公共空間のデザイン向上を推進します。
- 鈴鹿の魅力ある地域資源を市民と共有するとともに、SNS等を通じて広く情報発信を推進します。その際に、SNS等の既存の媒体に加え、新たなデジタル技術の活用も検討します。

第3章 土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針

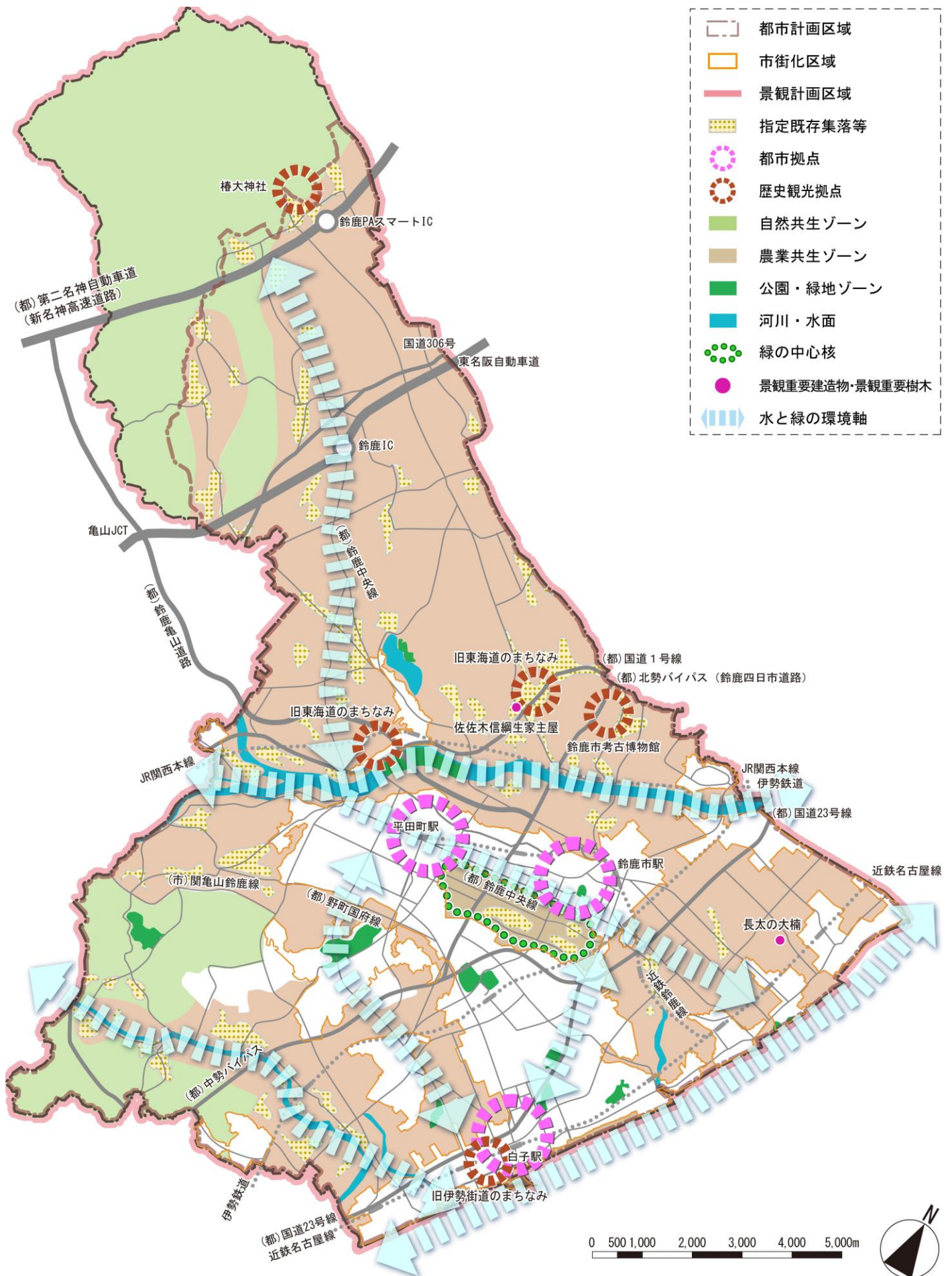


図 水と緑、景観の都市づくり

4 視点別取組

テーマ別都市づくりの方針を実現化するにあたり、常に以下の視点に立って取組みます。

(1) 地域協働による取組

取組

- ① 地域資源を活かした「地域づくり活動」の支援
- ② 地域のまちづくりへの展開

① 地域資源を活かした「地域づくり活動」の支援

- 景観や歴史的なまちなみ等、地域資源を活かした住民主体の「地域づくり活動」の支援を推進します。
 - ・「地区別景観づくり計画」等の策定にあわせ、地域資源を活用した「地域づくり活動」の支援を推進します。

② 地域のまちづくりへの展開

- 地域特有の都市づくりの課題について、市民と行政の協働により解決策の検討に取り組みます。
 - ・地域別構想の策定に向けて、都市づくりに関する情報提供等を行い、市民と協働して取り組むとともに、地域計画に掲載することで市民への啓発も推進します。

全体構想	地域別構想
都市づくりの課題	地域の課題（例）
都市づくりのテーマ	
① 産業を支える土地利用やインフラ等の整備推進 活力ある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 平田町駅周辺の商業業務機能の維持、活性化等の対策。 白子駅周辺の土地の効率的な利用、まちの玄関口としての魅力づくり等の対策。 鈴鹿PAスマートICや鈴鹿IC周辺の、自然環境と調和した土地利用活性化等の対策。
② 災害からまちや地域を守る防災・減災都市づくりの展開 防災・減災の都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水予測区域内の密集市街地における避難場所や避難路の確保等の防災まちづくりの対策。 狭あい道路の拡幅による災害に強い住環境づくり等の対策。 保水・洪水調整機能を有する市街地周辺における優良農地の維持等の対策。 災害時の自助・共助の対策。 平時からの復興事前準備の対策。
③ 市民生活を持続するための生活拠点の形成 コンパクトで住みよい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 近鉄鈴鹿市駅、平田町駅、白子駅周辺における土地の効率的な利用等の対策。 市街化調整区域における指定既存集落等の住環境づくり等の対策。 地域の生活拠点の維持の対策。 生活環境に影響を及ぼすおそれのある、住宅地において増加する空家等への対策。
④ 市内モビリティの充実 モビリティの高い都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 通院や通学、買物などの需要に対応する、利便性の高い公共交通等移動手段確保の対策。 地域の主要道路交差点等における渋滞緩和の対策。 交通事故の多い交差点や通学路における安全な道路空間づくり等の対策。
⑤ 水と緑のネットワークづくりや地域資源を活かした景観づくりの促進 水と緑、景観の都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 後継者不足により増加する、耕作放棄地や営農環境保全等の対策。 東海道、伊勢街道沿いの歴史的な建造物やまちなみの保全、活用等の対策。 高齢者の憩いの場や子どもの安全な遊び場になる身近な公園づくり等の対策。

対策・施策の検討

図 地域別の主な課題

(2) SDGsによる取組

取組

- ① SDGsへの貢献と都市づくりの方針の紐づけ
- ② 公共施設等総合管理計画に基づくマネジメントの推進
- ③ ストック型社会への取組

① SDGsへの貢献と都市づくりの方針の紐づけ

- SDGsとの関連性を示すとともに、各種取組を推進します。
 - ・ 持続可能な開発目標に貢献するかを意識しながら、都市づくりの方針に基づき、各種施策・事業を展開していきます。
 - ・ SDGsの達成に向けて、IoT、ロボット、人工知能(AI)などの新たな先端技術を産業や日常生活に取り入れ、経済発展と社会的課題解決を両立していく新たな社会であるSociety 5.0の実現を目指します。

② 公共施設等総合管理計画に基づくマネジメントの推進

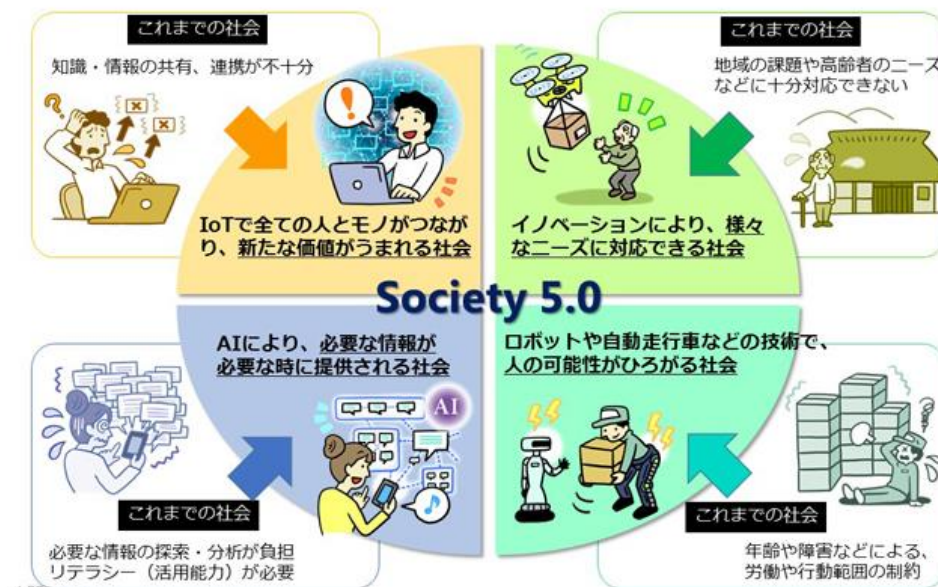
- 公共施設等の適切な維持管理を推進します。
 - ・ 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の一元的な管理と計画的な維持管理を行い、都市づくりの方針に沿った公共施設の複合化・統合・再編を検討します。
 - ・ 「公共建築物個別施設計画」や「市営住宅長寿命化計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」、「舗装長寿命化修繕計画」、「公園施設長寿命化計画」等各種長寿命化計画により、予防保全の視点に立った戦略的な点検と維持管理による社会資本ストックの有効利用を推進します。



「 Society 5.0 」
(ソサイエティゴテンゼロ)

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する未来社会を指します。

I o TやA Iの活用による社会の変革を通じて少子高齢化や貧富の格差などの課題を克服することで、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重しあえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会が期待できます。



内閣府資料

③ ストック型社会（※1）への取組

- 官民役割分担の上、道路・公園等ストックの市民（住民、自治会、地域づくり協議会、NPO、企業等）による維持管理の実施を促進します。
 - ・ 市民による、道路・公園等の日常的な清掃・美化活動等への参加意識を啓発します。
 - ・ 身近な公園・緑地については、定期的な行政による維持管理に加え、地域住民による自主的な清掃・美化活動等の日常的なボランティアによる維持管理を支援します。
- 長寿命化に配慮した住宅の建設や既存建物のリフォーム、リノベーション等によるストック型社会構築への取組を促進します。

SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：外務省HP、国際連合広報センターHP

※1 ストック型社会：価値のあるものをつくり、長く大切に使う社会。

第3章 土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針